

# 広告物の落下事故は あなたの会社やお店の 信用も落とします！

平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、通行人を直撃して意識不明の重症を負わせる事故が発生しました。屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！



安全管理って  
何をすればいいの？

危険の兆候をチェック！

早期発見が事故を防ぎます

## サビ

鉄骨やボルト  
のサビは  
破損の第一歩



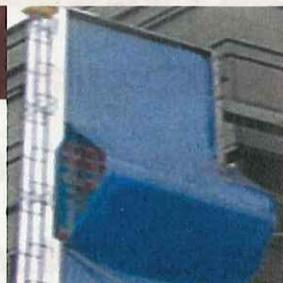
## 汚れ

サビ汁が  
たれていたら、  
内部が腐食している  
かも？！



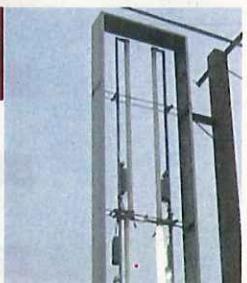
## ズレ・欠落

盤面のズレや  
取付具の欠落は  
落下の前触れ



## 照明不点灯

漏電の場合は  
火災の危険も



サビが出てるけど、  
どう対処したら…

見つけたら専門家に相談！ 早期対応が費用を抑えます

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかり、事故が発生した場合は賠償責任を問われることもあります。



ポール看板の倒壊



袖看板の底部脱落

今は大丈夫だけど、  
定期点検って忘れそう

継続申請時に総合点検！ スケジュール化で持続可能に

看板は会社やお店の「顔」です。

いつでもきれいでいるために、保守点検のスケジュール化が有効です。

屋外広告物継続許可申請のタイミングでしっかりと安全点検を行いましょう！

定期的なメンテナンスで、あなたの看板は美しく長持ち！

専門家に  
見てもらいたいな

## 屋外広告業登録業者をご活用ください

横浜市では、屋外広告業者の登録制度を導入し、不良業者の排除と優良業者の育成を推進しています。

安全管理に関するご相談やメンテナンスは、登録業者に頼みましょう！

登録業者は横浜市のウェブサイトで確認できます。

横浜市屋外広告業登録簿 で検索

■屋外広告業組合（一般社団法人）神奈川県広告美術協会  
電話：0463（74）4575

■横浜市屋外広告美術協同組合  
電話：045（261）8202

屋外広告物の  
ルールについて

## 屋外広告物の主なルールについて

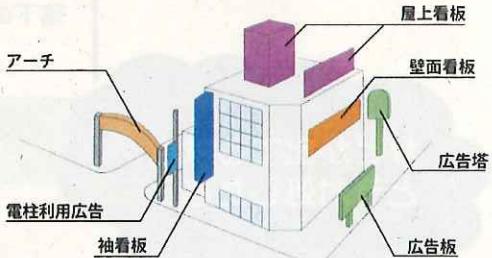
横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図ることに努めています。

○広告物等を表示又は設置するときは横浜市長の許可が必要です。

○屋外広告物は、用途地域別の大さ等の制限があります。

○横浜市内で屋外広告業を営む方は、横浜市に登録又は特例届出が必要です。

○法や条例に違反した場合には、罰則があります。



屋外広告物に関する事は  
どこに聞けばいいの？

## 屋外広告物の許可申請窓口にお問い合わせください



## 横浜市 都市整備局 景観調整課（屋外広告物担当）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎6階

電話 045-671-2648

FAX 045-663-8641

E-mail tb-okugai@city.yokohama.jp

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/okugaikoukoku/>